

登録商標「シャンパンタワー」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 24(行ケ)10267・平成 24 年 12 月 19 日(4 部)判決<請求棄却>

### 【キーワード】

商標法 4 条 1 項 7 号(公序良俗違反), シャンパン, 国際信義, 商標法 4 条 1 項 17 号

### 【事案の概要】

本件は, 原告が, 原告の後記 1 の本件商標に係る商標登録を無効にすることを求める被告の後記 2 の本件審判請求について, 特許庁が同請求を認めた別紙審決書(写し)の本件審決(その理由の要旨は後記 3 のとおり)には, 後記 4 のとおりの取消事由があると主張して, 原告が本件審決の取消しを求める事案である。

#### 1 本件商標

原告は(株式会社 Gotham), 「シャンパンタワー」の文字を横書きしてなり, 第 43 類「飲食物の提供, 加熱器の貸与, 調理台の貸与, 流し台の貸与, カーテンの貸与, 家具の貸与, 壁掛けの貸与, 敷物の貸与, テーブル・テーブル用リネンの貸与, ガラス食器の貸与, タオルの貸与」を指定役務とする本件商標(登録第 5362124 号。平成 22 年 5 月 7 日商標登録出願, 同年 9 月 15 日登録査定, 同年 10 月 22 日設定登録)の商標権者である(甲 1, 114)。

#### 2 特許庁における手続の経緯

被告(コミテ アンテルプロフェッショナル デ ヴァン ドゥ シャンパーニュ)は, 平成 23 年 11 月 14 日, 原告の本件商標登録について, 商標法 4 条 1 項 7 号に違反することを理由に, 無効審判を請求した。

特許庁は, これを無効 2011-890100 号事件として審理し, 平成 24 年 5 月 28 日, 本件商標登録は, 無効にすべきものである旨の審決(以下「本件審決」という。)をし, その審決書謄本は, 同年 6 月 21 日, 原告に送達された(弁論の全趣旨)。

#### 3 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は, 本件商標の登録は, 商標法 4 条 1 項 7 号に違反してされたものであるから, 同法 46 条 1 項の規定により, 無効にすべきものである, というものである。

#### 4 取消事由

商標法 4 条 1 項 7 号に係る解釈の誤り

### 【判断】

#### 1 認定事実

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

(1) 当事者

原告は、各種式典・パーティーの企画立案、酒類の販売、生花、インテリア用品、食料品、清涼飲料水及び日用品雑貨の卸・小売販売並びに輸出入等を業とする株式会社である。

被告は、フランスの「シャンパーニュ地方ぶどう酒生産同業委員会」であり、フランスのシャンパーニュ地方における酒類製造業者の利益の保護を目的の一つとして法律により設立されたフランス法人であり、対外的には「CHAMPAGNE」の名称の排他的性質を司法的に保護する等の活動をしている（甲65, 67, 弁論の全趣旨）。

(2) 本件商標

本件商標は、「シャンパンタワー」を横書きした商標であり、指定役務は、第43類「飲食物の提供、加熱器の貸与、調理台の貸与、流し台の貸与、カーテンの貸与、家具の貸与、壁掛けの貸与、敷物の貸与、テーブル・テーブル用リネンの貸与、ガラス食器の貸与、タオルの貸与」である（甲1）。

(3) 「シャンパン」について

ア 「シャンパン」は、「CHAMPAGNE」を表す邦語であり、「CHAMPAGNE」（シャンパーニュ）はフランス北東部の地名である。「CHAMPAGNE」（シャンパン）は、フランスの原産地統制呼称法による原産地統制名称であって、フランスのシャンパーニュ地方で収穫されたぶどうで作られた発泡性ぶどう酒にのみ使用を許される名称であるところ、シャンパーニュ地方で生産されたシャルドネ、ピノ・ノワール及びピノ・ムニエの3種のぶどうのみが原料として認められ、その年度の最高の生産高等に制限があるなど、さまざまな品質規制がされている。

すなわち、フランスにおいては、1908年（明治41年）に、「シャンパーニュ」という名称が法律上指定され、その後、発泡性ぶどう酒（スパークリングワイン）の表記法が定められた。そして、1935年（昭和10年）に、優れた産地のぶどう酒を保護・管理することを目的として、「原産地統制呼称法」（Appellation d'Origine Contrôlée）が制定され、政府機関であるINAO（Institut National des Appellations d'Origine。原産地名国立研究所）により運用されている。同法によれば、原産地統制名称ぶどう酒（A.O.C.）は、原産地、品質、最低アルコール含有度、最大収穫量、醸造法等の様々な基準に合うように製造されなければならない、その基準に合格して初めて原産地統制名称を使用することができる。しかし、鑑定試飲会の際に不適当であるとみなされたものは、名称を使用する権利を失うことになっており、厳格な品質維持が要求されている。原産地統制名称は、産地の名称を法律に基づいて管理し、生産者を保護することを第一の目標とし、また名称の使用に対する厳しい規制は、消費者に対して品質を保証するものとなっている。

このように、「シャンパン」は、シャンパーニュ地方で、シャンパン法（シャンパーニュ方式）により製造するなどの基準に合致した発泡性ぶどう酒にのみ許された原産地統制名称である（甲4～6，8，42，52～56，65）。

イ 「シャンパン」は、辞書や辞典類にも「発泡性ぶどう酒の一種，フランス北東部シャンパーニュ地方産の美酒」などと紹介されている（甲2～5，7，9，15～32）。

「シャンパン」の表示を付した商品は，我が国においても高品質で稀少価値を有する商品として広く販売されており，発泡性ぶどう酒の代名詞として使用されるほど世界で有名なぶどう酒の1つであり，雑誌や書籍，新聞等にもしばしば紹介されている（甲6，8，10～14，33～49）。

それらの文献等でも，「シャンパン」と称することができるのは，シャンパーニュ地方においてシャンパン法（シャンパーニュ方式）により製造された発泡性ぶどう酒だけであるとされている。

(4) 「シャンパン」に係る商標登録出願について

ア 指定商品を第14類（貴金属等）とする「CHAMPAGNE / シャンパン」なる商標について，被告の請求により，商標法4条1項7号違反を理由に商標登録の無効審決がされた（甲80）。

イ 指定商品を第14類（貴金属等）とする「CHAMPAGNE SAPHIRE / シャンパンサファイア」，「CHAMPAGNE TOPAZ / シャンパントパーズ」，「CHAMPAGNE STONE / シャンパンストーン」，「CHAMPAGNE GEM / シャンパンジェム」，「CHAMPAGNE JEWELRY / シャンパンジュエリー」及び「CHAMPAGNE CUBIC / シャンパンキュービック」なる商標や，指定商品を第14類（金，金製のイヤリング等）とする「CHAMPAGNE GOLD / シャンパンゴールド」，指定商品を第14類（銀，銀製のイヤリング等）とする「CHAMPAGNE SILVER / シャンパンシルバー」，指定商品を第14類（白金，白金製のイヤリング等）とする「CHAMPAGNE PLATINA / シャンパンプラチナ」，指定商品を第14類（ガーネット製のイヤリング等）とする「CHAMPAGNE GARNET / シャンパンガーネット」，指定商品を第14類（パラジウム等）とする「CHAMPAGNE PALLADIUM / シャンパンパラジウム」，指定商品を第16類（紙類等）とする「DOMAINE CHAMPAGNE / ドメヌ・シャンパーニュ」，指定商品を第3類（せっけん類等）とする「シャンパンクリスタル / CHAMPAGNE CRYSTAL」，指定商品を第18類（かばん金具等）とする「Champagne pop」，指定商品を第3類（化粧品等）とする「Champagner」並びに指定商品を第22類（はき物等）とする「Pink Champagne / ピンクシャ

ンペン」なる商標も、被告の異議申立てにより、商標法4条1項7号違反を理由に取り消されている（甲59, 60, 68～78, 85～87, 95）。

また、指定商品を第25類（被服等）とする「Pink Champagne / ピンクシャンパン」なる商標について、被告の請求により、商標法4条1項7号違反を理由に商標登録の無効審決がされた（甲79）。

ウ さらに、指定商品を第25類（被服等）とする「シャンパンアイボリ」、指定商品を第35類（インターネットによる商品の通信販売の取次ぎ）とする「シャンパンフラワー」、指定商品を第30類（フランス国シャンパーニュ地方産の発泡性ぶどう酒を使用した菓子・パン等）とする「シャンパンローズ」、指定商品を第30類（ウーロン茶）とする「シャンパン烏龍」、指定商品を第5類（薬剤）とする「ゴールドシャンパンの香り」及び指定商品を第19類（合成建築専用材料等）とする「シャンパングレイ」なる商標も、被告の異議申立てにより、商標法4条1項7号違反を理由に取り消されている（甲82～84, 88, 98, 99）。

エ その他、「CHAMPAGNE」又は「シャンパン」を含む商標の登録出願について、商標法4条1項7号違反を理由に拒絶理由通知や拒絶査定が行われている（甲89～93, 101～108（枝番を含む。））。

オ なお、被告及びINAOは、諸外国においても、「CHAMPAGNE」の不正使用等の防止又は差止めを求めて、提訴したり不服を申し立てたりして、その保護を図ってきた（甲56, 66, 113）。

## 2 本件商標の商標法4条1項7号該当性

(1) 前記1認定のとおり、本件商標のうち「シャンパン」の部分は、「CHAMPAGNE」を表す邦語であるところ、フランス北東部のシャンパーニュ地方で作られる発泡性ぶどう酒を意味する語であって、生産地域、製法、生産量など所定の条件を備えたぶどう酒についてだけ使用できるフランスの原産地統制名称であり、「CHAMPAGNE」「シャンパン」は発泡性ぶどう酒を代表するほど世界的に著名であり、我が国においても、数多くの辞書、事典、書籍、雑誌及び新聞等において「シャンパン」についての説明がされている。

これらの事実を総合すると、我が国において、「シャンパン」の表示は、「フランスのシャンパーニュ地方で作られる発泡性ぶどう酒」を意味するものとして、一般需要者の間に広く知られていることが認められる。

(2) 本件商標は、「シャンパンタワー」なる商標であるところ、そのうち「シャンパン」の語が、上記のとおり、「フランスのシャンパーニュ地方で作られる発泡性ぶどう酒」を意味するものとして、周知著名であり、当該表示には多大な顧客吸引力が備わっていることに照らすと、本件商標からは、「シャンパンタワー」のみならず「シャンパン」という称呼及び観念も生ずるとい  
ことができる。

(3) そして、フランスの法律に基づいて設立された被告は、I N A Oとともに、「シャンパン」表示が有する上記のような周知著名性や信頼性を損なわないよう、シャンパーニュ地方のぶどう生産者やぶどう酒製造業者を厳格に管理・統制し、厳格な品質管理・品質統制を行ってきた。このような、被告を始めとするシャンパーニュ地方のぶどう生産者やぶどう酒製造業者らの努力により、「シャンパン」表示の周知著名性が蓄積・維持され、それに伴って高い名声、信用、評判が形成されているものであり、「シャンパン」という表示は、シャンパーニュ地方のみならず、フランス及びフランス国民の文化的所産というべきものになっている。

そして、前記1(4)に掲記の証拠によれば、「シャンパン」という表示は、我が国においても、ぶどう酒という商品分野に限られることなく一般消費者に対しても高い顧客吸引力が化体するに至っていることが認められる。

(4) 以上のような、本件商標の文字の構成、指定役務の内容並びに本件商標のうちの「シャンパン」の表示がフランスにおいて有する意義や重要性及び我が国における周知著名性等を総合考慮すると、本件商標を飲食物の提供等、発泡性ぶどう酒という飲食物に関連する本件指定役務に使用することは、フランスのシャンパーニュ地方における酒類製造業者の利益を代表する被告のみならず、法律により「CHAMPAGNE」の名声、信用、評判を保護してきたフランス国民の国民感情を害し、我が国とフランスの友好関係にも影響を及ぼしかねないものであり、国際信義に反するものといわざるを得ない。

よって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当するというべきである。

### 3 原告の主張について

(1) 原告は、商標の構成に着目した公序良俗違反ではなく、主体に着目した公序良俗違反の場合には、当該出願が商標登録を受けるべきでない者からされたか否かについて、専ら商標法4条1項17号の該当性の有無によって判断されるべきであり、特段の事情がない限り、同項7号該当性の判断をする判断枠組みは誤りであるなどと主張する。

(2) なるほど、商標法4条1項7号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」について商標登録を受けることができないことを規定し、これは無効理由にも該当する（商標法46条1項1号）。同法4条1項7号は、本来、商標を構成する「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」（標章）それ自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形であるなど、公の秩序又は善良な風俗に反するような場合に、そのような商標について、登録商標による権利を付与しないことを目的として設けられた規定である。そして、同条は、出願人からされた商標登録出願について、当該商標について特定の権利利益を有する者との関係ごとに、類型を分けて、商標登録を受けることができない要件を個別具体的に定めていることに照らすと、当該出願が商標登

録を受けるべきでない者からされたか否かについては、特段の事情がない限り、他の条項（同項8号、10号、15号又は19号等）の該当性の有無と密接不可分とされる事情については、専ら当該条項の該当性の有無によって判断されるべきであることは、原告が主張するとおりであって、公益的な事項が問題になっていない私的な領域に関する場合にまで安易に同条1項7号を適用するのは相当ではない。

しかしながら、そもそも、本件で問題になっているのは、本件指定役務に係る商標であるから、ぶどう酒又は蒸留酒に係る同項17号が問題になることはない。そして、「シャンパン」表示が特定の私人に帰属するものでなく、フランスの原産地統制名称であること、それゆえ、本件商標のような原産地統制名称又は原産地表示として著名な「シャンパン」表示を含む商標に係る紛争は、私人間の私的領域における紛争にとどまるものではなく、被告によって代表されるフランスのシャンパーニュ地方における酒類製造業者を始めとするフランス国民やフランス政府との関係での国際信義の問題であって、公益的な事項に関わる問題であることに鑑みれば、本件について同項7号を適用することが、同号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」を私的領域にまで拡大解釈したものということはできない。

(3) よって、原告の主張は、いずれも採用することができない。

#### 4 結論

以上の次第であるから、原告の請求は棄却されるべきものである。

#### 【論 説】

1. われわれ日本人にとって、昔から特別なパーティが開催された時に乾杯用に最初に出される飲み物といえば“シャンパン”であった。それがワインの一種でスパークリングワインのことであり、フランスのシャンパーニュ地方の畠で栽培されるブドウから生まれたワインをいうことを筆者が知ったのは、弁理士になってから大部後のことであった。

その「シャンパン」+「タワー」から成る標章を第43類に属する役務に付した本件登録商標に対し、登録無効審判請求がフランスの「シャンパーニュ地方ぶどう酒生産同業委員会」からなされ、さらに不服の審決取消請求訴訟が起されたのは当然であろう。

わが国においてはこれまでも多くの「シャンパン」の名称を含む登録に対しは、前記委員会による異議申立や無効審決請求によって、商標法4条1項7号の適用を受けて取消や無効がなされているという。

このような多くの先例を考慮すれば、特許庁審査部が登録したこと自体が誤りであったことになる。「シャンパン」なる商標が、当該商品以外の区分の商品に使用されたり出願されたりする理由は、「シャンパン」という名称自体が有する需要者へのアテンション・ゲッターとしての機能からであろう。こ

れは正にマンガキャラクターの名称が有する顧客吸引力（これは Attention getter の訳でもある。）と同じ機能である。

2 . ところで、原告（商標権者）は、本件登録商標に係る商標に対して適用されるべき法規定は、法4条1項7号ではなく法4条1項17号の該当性の有無であると主張した。

これに対し裁判所は「そもそも」から入って、「本件で問題になっているのは、本件指定役務に係る商標であるから、ぶどう酒又は蒸留酒に係る同項17号が問題になることはない。」と説示した上で、これは「フランス国民やフランス政府との関係での国際信義の問題であるから公益的事項に属する判断であるとして法4条1項7号を適用したが、妥当な判決である。

本件は、国際信義違反もまたわが国の公序良俗に含まれる問題であることを、再認識させられた事案であるといえるだろう。

〔牛木 理一〕

(111) 【登録番号】商標登録第5362124号(T5362124)

(151) 【登録日】平成22年10月22日(2010.10.22)

(540) 【登録商標】

# シャンパンタワー

(500) 【商品及び役務の区分の数】1

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第43類 飲食物の提供, 加熱器の貸与, 調理台の貸与, 流し台の貸与, カーテンの貸与, 家具の貸与, 壁掛けの貸与, 敷物の貸与, テーブル・テーブル用リネンの貸与, ガラス食器の貸与, タオルの貸与

【国際分類第9版】

(210) 【出願番号】商願2010-39314(T2010-39314)

(220) 【出願日】平成22年5月7日(2010.5.7)

(732) 【商標権者】

【識別番号】510139900

【氏名又は名称】株式会社G o t h a m

【住所又は居所】東京都文京区関口1 30 2北岡ビル1F

【法区分】平成18年改正

【審査官】箕輪 秀人